

特別保育事業予約システム構築業務基本仕様書

令和 5 年 1 2 月

藤沢市子ども青少年部保育課

1 業務名

特別保育事業予約システム構築業務

2 導入の背景と目的

特別保育事業（一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業）は、登録事務や予約事務を書面で行っており、実施事業者の負担となっている。

また、予約の空き状況の確認をするために電話問い合わせが必要など、利用者にとっても不便な仕組みになっている。

このような状況を改善するため、特別保育事業に特別保育事業予約システムを導入し、利用者の利便性の向上と、職員の事務負担の軽減による、保育業務の質的向上を目的とする。

3 導入により期待される効果

(1) 業務の効率化

電子で登録・予約を受け付けられるようになることで、事業実施施設の電話対応や利用者情報・予約情報の入力作業、管理業務が簡素化するほか、EUC機能を実装することで行政への実績報告事務が不要となり、従来業務に比べて負担を大きく減らすことができ、業務効率化を図ることができる。

(2) 利用者の利便性向上

必要書類の提出がシステム上で行えることで事業実施施設に行く回数が減るほか、いつでも空き状況や予約状況の確認が行えることで大幅に利便性が向上する。

4 履行場所（計27施設）

一時預かり事業実施施設 19施設

| 番号 | 施設名称 | 定員数 | 所在地 |
|----|----------|-----|---------------|
| 1 | 鵜沼保育園 | 10人 | 藤沢市本鵜沼3-16-25 |
| 2 | 善行保育園 | 10人 | 藤沢市善行2-18-1 |
| 3 | 湘南台保育園 | 10人 | 藤沢市湘南台6-31-6 |
| 4 | 小糸保育園 | 10人 | 藤沢市大庭5103-3 |
| 5 | 白旗保育園 | 10人 | 藤沢市藤沢2-5-1 |
| 6 | 村岡保育園 | 10人 | 藤沢市大鋸1-2-15 |
| 7 | 二葉保育園 | 10人 | 藤沢市鵜沼海岸6-6-10 |
| 8 | 保育園小さなほし | 10人 | 藤沢市湘南台3-9-1 |

| | | | |
|----|-----------------|-----|-------------------------|
| 9 | 富士見保育園 | 10人 | 藤沢市片瀬5-13-15 |
| 10 | グリーンキッズ湘南 | 10人 | 藤沢市大庭7990-1 |
| 11 | キディ湘南C-X | 10人 | 藤沢市辻堂神台1-3-39 オザワビル2・3F |
| 12 | 湘南まるめろ保育園 | 10人 | 藤沢市城南1-16-16 |
| 13 | グリーンキッズ湘南ライフタウン | 10人 | 藤沢市大庭5406-14 |
| 14 | たかすな保育園 | 10人 | 藤沢市辻堂西海岸2-12-1 |
| 15 | 保育園アワーキッズ湘南 | 10人 | 藤沢市鵠沼橋1-6-2 |
| 16 | グリーンキッズ湘南村岡 | 10人 | 藤沢市渡内3-8-67 |
| 17 | 藤沢ひばりっこ保育園 | 10人 | 藤沢市本町4-12-1 |
| 18 | グリーンキッズ湘南ミナパーク | 5人 | 藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館1階 |
| 19 | グリーンキッズ湘南善行駅前 | 1人 | 藤沢市善行1-3 |

病児・病後児保育事業実施施設 5施設

| 番号 | 施設名称 | 定員数 | 所在地 |
|----|--------------------|-----|-------------------------|
| 1 | 長後中央医院併設型 病児はいくし湘南 | 6人 | 藤沢市下土棚444-8 |
| 2 | 藤が岡保育園 病児保育室 | 4人 | 藤沢市藤が岡2-3-5 |
| 3 | キディ鵠沼・藤沢本園 | 5人 | 藤沢市鵠沼藤が谷1-7-8 |
| 4 | 保育園小さなほし | 6人 | 藤沢市湘南台3-9-1 |
| 5 | キディ湘南C-X | 6人 | 藤沢市辻堂神台1-3-39 オザワビル2・3階 |

休日保育事業実施施設 3施設

| 番号 | 施設名称 | 定員数 | 所在地 |
|----|----------------|-----|--------------------------|
| 1 | キディ鵠沼・藤沢本園 | 10人 | 藤沢市鵠沼藤が谷1-7-8 |
| 2 | キディ湘南C-X | 10人 | 藤沢市辻堂神台1-3-39 オザワビル2・3階 |
| 3 | どれみちやいるどくらぶ にじ | 10人 | 藤沢市湘南台2-18-9 TOMOS 湘南台1階 |

5 契約期間

2024年（令和6年）4月 1日から

2025年（令和7年）3月31日まで

ただし、各作業期間を次のとおりとする。

システム導入準備期間

2024年（令和6年）9月30日まで

ただし、システム導入準備期間中は、使用料は発生しない。

システム使用期間

2024年（令和6年）10月1日から翌年3月31日まで
操作研修期間

2024年（令和6年）9月 1日から

2024年（令和6年）9月30日まで

なお、システム使用開始日（2024年（令和6年）10月1日）から5年間の継続利用を想定している。

6 基本要件

- (1) 受注者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、別紙2「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、発注者が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 事業実施施設職員が直感的に操作できるなど、ユーザビリティに優れ、事業実施施設職員の業務負担軽減に役立つシステムであること。
- (4) 保護者の利便性・操作性などが考慮された、容易に操作できるシステムであること。
- (5) システムに障害が発生した場合の連絡体制及び対応フローを予め定め、発生時は速やかに発注者に報告するとともに、早期復旧を図ること。
- (6) OS やブラウザなどの利用者環境が更新された際は、システム上で最新のバージョンに随時対応を行うこと。

7 調達概要

本調達の概要は次のとおりとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本調達に必要不可欠と判断される事項については、本調達の範囲に含むものとする。

- (1) システム導入等
 - ア 要件定義
 - イ システム構築
 - ウ システム動作テスト
 - エ データ移行
 - オ システム操作研修
- (2) システム運用・保守
- (3) その他前各号に付帯する必要な作業

8 システム要件

- (1) Service Now への API 連携が可能であること、あるいは Service Now 上でシステム構築を行うこと。
- (2) 保育課及び各事業実施施設、保護者はインターネット回線でシステムが利用できること。
- (3) システムの導入及び運用保守は、受注者において実施すること。
- (4) 定期的にバージョンアップ（機能改善、不具合対応等）が行われており、常に最新の環境が利用できること。
- (5) 本システムは少なくとも株式会社ソリトンシステムズの Soliton Secure Browser II、Google Chrome、Microsoft edge での動作に対応していること。また、スマートフォンを使用する場合、Google Chrome、Microsoft edge、safari、Firefox に動作保障すること。
- (6) 本システムは SaaS での提供とし、利用者が使用する場合に、パソコン、スマートフォンなど多くのインターネット端末で操作できるシステムであること。
- (7) 24時間365日サービス提供が可能で、稼働率99%を確保していること。ただし、システムメンテナンス等による計画的な停止は除く。なお、システムの計画停止については、1週間以上前までに通知すること。
- (8) 発注者が別途調達する機器のほかに、システム構築及び運用に必要な機器等がある場合は提案すること。なお、提案内容に必要となる機器費用は見積りに含めること。
- (9) 特定の権限を有する保育課専用のアカウントを用意し、事業実施施設をまたいだ統合的な管理ができること。
- (10) 各事業で用いる帳票は、発注者で指定した様式を使用し、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく変更できること。
- (11) ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。
- (12) データの消失を防ぐため、週に1回以上バックアップデータを保存しておき、障害等が発生した際には、必要に応じてバックアップデータから復旧作業を行うこと。

9 機能要件

様式第10号「機能一覧」のとおり

10 セキュリティ対策

- (1) データセンターは国内設置国内法適用とし、AP サーバ、DB サーバともに ISMAP クラウドサービスリストに記載のサービスを利用すること。ISMAP サービスリストに記載のサービス以外を利用する場合は、JDCC のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- (2) アプリケーション運営事業者は ISO/IEC27001 (ISMS) を取得していること。
- (3) 外部サービスに係るアクセスログ等の証跡を保存すること。なお、標的型攻撃に関し、攻撃の初期段階から経緯を確認する観点から、証跡は原則 1 年間以上保存すること。
ファイアウォール等を導入するなどして必要な通信だけを許可するよう設定すること。また、利用する外部サービスとセキュリティ要件の異なるネットワーク間との接続点の通信の監視や、必要に応じて死活監視による機器の停止を検知すること。
- (4) 不正アクセス対策として、IP アドレスやクライアント証明書などによるアクセス制御を実施すること。
- (5) 外部サービスにログインする際は、原則として事業実施施設ごとに ID を設け、パスワードは十分な長さ (8 文字以上推奨) とし、文字列は想像しにくいもの (アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等) を設定できること。なお、管理者権限を持つアカウントについては、原則として個人ごとに ID を設けること。
- (6) 外部サービス上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件 (アルゴリズム及び鍵長選択) に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。
- (7) 冗長化を行い、地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策を講じること。
- (8) 外部サービスの中断や終了時に際し、円滑に業務を移行するための対策として、サービス中断時の復旧要件や、サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法等の対策を実施すること。
- (9) 外部サービスの契約を終了する場合、外部サービス上に保存されたデータについて、CSV データなどの汎用性のあるデータ形式に変換して提供すること。また、外部サービス上において復元できないようデー

- タを抹消し、証明書を提出すること。
- (10) 外部サービスを構築するサーバに等にはマルウェア対策を実施すること。
 - (11) 受注者が、保守等のため外部サービスに接続する場合は、接続する端末を特定し、アクセス制御や通信の暗号化などの不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。
 - (12) バックアップデータは当該システムとは切り離された環境や上書き不可能な環境に保存するなどのランサムウェア対策を実施すること。
 - (13) 外部サービスの構成要素の全てについて、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、原則として1週間以内に適応させること。1週間以内に対応できない場合は、適応時期や適応までの暫定対応を検討し、発注者の承認を得ること。

1.1 システム提供

- (1) プロポーザルによる事業者選定後、すみやかにシステム提供に係る打合せを実施し、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 発注者の運用に合わせた本システムの初期設定（システムのパラメータ設定など）を行うこと。
- (3) 事業実施施設側のユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、ユーザ ID ごとに詳細な権限（照会権限/更新権限/印刷・ダウンロード）の設定が可能で、権限に合わせて利用機能の制限やデータの取り扱いが制御されること。なお、各事業実施施設が、ほかの事業実施施設の情報を照会・更新等できないように制限すること。

1.2 研修・マニュアル

- (1) 運用開始前に操作研修を実施すること。また、研修までに操作マニュアルを提供すること。
- (2) 研修については、システムに精通した講師が行うこと。
- (3) 研修の実施については、システムを利用する事業実施施設向け研修を各施設1回以上、システム管理者向け研修を保育課で1回以上行うこと。その際、マニュアル等による説明だけではなく、システムの操作を含めたものとする。オンライン研修でも可能とする。
- (4) 操作マニュアルはオンラインマニュアル（Web マニュアル）の他、保育課及び各施設に2部ずつ紙媒体でマニュアルを提出すること。
- (5) 操作マニュアルは、できる限り専門用語を使わず、ICTの知識に乏しい者

にも理解しやすい記述とし、実際の画面のキャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。

- (6) 機能の修正があった場合は、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに更新すること。

1.3 その他

- (1) 受注者は、藤沢市情報セキュリティポリシー対策基準〈基本編〉を遵守すること。
- (2) システムで写真、画像、音楽等の素材を利用する場合や文章の引用を行う場合は、著作権、意匠権、肖像権等について、十分に配慮すること。
- (3) 履行期間終了後、別システムへ移行となった際には、必要とする資産（データベースなど）についての情報を無償で提供し、移行作業に協力すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。